

第11期第3回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 平成30年10月4日(火) 午後6時00分～8時00分
- 場所 武蔵野プレイス スペースC
- 出席者 委員7名
事務局 3名

1. 会議次第

1 議事

- (1) 第2回委員会会議要録について
- (2) 平成30年度の開示等状況について
- (3) 「武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引」及び「情報公開条例の手引」の改定について
- (4) CIMコラムのテーマについて
- (5) その他

2. 議事における会議要録

(1) 第2回委員会会議要録について

(委員長) 第2回委員会会議要録について、意見や修正はありますか。今の段階では修正はないということでもいいですか。確認してもらいまして、10月12日の金曜日までに連絡いただければ事務局で修正します。会議要録について、12日までに修正がなければ、委員の名前を除いて確定したいと思いますが、いかがでしょうか。(その後、原案で確定とした。)

(2) 平成30年度の開示等状況について

(事務局) [平成30年4月1日から8月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が54人から91件の請求があり、開示が26件、一部開示が52件、非開示が12件(うち文書不存在が11件)であった。審査請求については、新たに3件受け、処理中が4件、一部認容の答申が3件となっていることを説明した。

自己情報の開示では20人から22件の請求があり、開示が12件、一部開示が6件、非開示が0件、文書不存在が4件であった。審査請求については、新たに1件受け、処理中1件となっていることを説明した。]

(委員長) 4月から8月の行政文書の開示について、質問等いかがでしょうか。非開示決定で文書不存在が11件とありますが、資料3で数えるとそうならないので、確認し、修正して、改めて皆さんに示してください。

(事務局) 資料3については、修正したものを送付します。

(委員長) よろしく申し上げます。武蔵境駅北口PPP事業関連の開示請求は、どのような状況ですか。

(事務局) 施設が開設してからは、運用等に関して開示請求が出されていると

ころです。

- (委 員 長) 自己情報の開示請求内容についてはいかがでしょうか。
- (事 務 局) 4月から8月で見ますと、要介護認定調査書と主治医意見書の開示が割合としては多くなっているところです。
- (委 員 長) 今後も増える可能性が高そうですね。
- (事 務 局) 増えると予想されます。現在この書類は、本人からの開示請求以外では開示できないとしているので、もう少しいい方法があるのかもしれないのですが、今のところ情報開示の制度で受けているところです。
- (委 員 長) ほかの市町村でも同じように対応しているということですが。
- (事 務 局) 同じように対応しています。他市と情報交換しますと、主治医意見書と要介護認定調査書の請求は増えており、これはもっと簡便にできないのかと話題に上がるところです。
- (委 員 長) ほかに質問等よろしいでしょうか。
- それでは、続いて、審査請求について説明をお願いします。
- (事 務 局) [資料10と答申書を用い、平成29年度の審査請求内容及び処理状況について説明を行った。]
- (委 員 長) 答申が出たものが3件ありますが、質問等ありますでしょうか。
- (事 務 局) 調整計画の作業部会の議事録は、忌憚のない意見により議論してもらった関係上、市としては全部を非開示で決定したものです。しかし審査会で読み込むと、調整計画の策定は終了しており、これが開示できないことはなかろうということです。市の計画の策定に関する会議のような議事録については、計画策定後は、そうそう非開示には当たらないというのが審査会の考え方です。読み込んだ結果、全部非開示ではなくて、本当に必要なところだけを非開示というのが審査会の意見です。
- (委 員 長) 非開示の判断基準はどういったものですか。
- (事 務 局) 計画が決定したとしても、検討過程で挙がった、相手があったり交渉が必要なことで、公表されていないことに触れているような部分は非開示です。これが開示されれば、計画には盛り込まれていないにもかかわらず一人歩きしてしまうおそれがあります。時期が来れば開示に変わるかもしれませんが、段階、段階では非開示が妥当だろうというものがあります。
- 今回は、言葉尻を捉えられて、この発言が違う意味で捉えられるのではないかという部分についてが、非開示となっています。
- (委 員) 第6期長期計画の市民会議に出ていたのですが、事務方のほうで細かく議事録内容をチェック、フィードバックされていました。調整計画のときはそれほどではなかったということですか。
- (事 務 局) 作業部会は非公表だから、議事録も非開示だろうと考えられていたようです。
- (委 員) もともこの会議は非公開なのですか。
- (事 務 局) 会議は非公開なのですが、会議の非公開と議事録の非開示は異なります。計画の策定は終了したのだから、議事録を市が積極的に公表することではないが、議事録をすべて非開示にすべきではないということです。ただ、策定委員会のほうでは、事務方と委員の間で、作業部会の会議は非公開、議事録も非公表にしますということで開催しており、議事録については、要録ではなく、全文筆記のような形で書き起

こされてきました。

(委 員) 全文筆記は必要ないと思いますが、発言を記録に残すというのは非常に重要だと思います。

(事 務 局) 今後、会議録は公開の流れが進んでいくと、作成の方法についても検討していくと思います。この作業部会も、当然発言者と記録者の間でのキャッチボールはあったとは思いますが、開示されないだろうということで確定していったようです。

(委 員) 開示しないような内容を記録に残すのだったら、公表用の議事録と別扱いの形にするのがいいかなという感じを受けました。非開示はなるべく避けたほうがいいと思います。忌憚のない意見というのは、忌憚のないつもりで、委員の方々は責任を持って発言しておられるはずで、委員の特定ができないようになっているのであれば、なるべく出したほうがいいのかという感じがします。

(委 員 長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。一部開示で確定したということですね。

(事 務 局) はい。

(委 員 長) ちなみに、本日の資料10ですが、次回から答申内容のところに答申番号を書き込むようお願いします。

(事 務 局) 答申内容の中に、答申番号を書き込むように次回から工夫します。

(委 員 長) では30年度をお願いします。

(事 務 局) [資料10と答申書を用い、平成30年度の審査請求内容及び処理状況について説明を行った。]

(委 員 長) 審査請求で結果が変わる場合、つまり前の年に一部非開示となって、翌年度に答申が出た結果、全面開示になったとすると、その決定というのはもとに戻って変更するという形ですか。

(事 務 局) 行政不服審査法での流れになります。答申により、市長はこの答申に基づいて一部認容の裁決となりますと、過去に行った開示決定は取り消しとなります。取り消しにより、最初の開示決定は遡って取り消しとなりますので、新たに一部開示決定を行うこととなります。

答申が棄却で、裁決も棄却ということになれば、前の開示決定が維持されます。

(委 員 長) この情報公開委員会の記録もそのように変更しないといけないのですか。

(事 務 局) 最初の開示決定は記録として残しておいて、取り消されて変更になったという形での記録を残しておくこととなります。

(委 員 長) それ自体は1回決定しているから、そのような形になるのですね。

(事 務 局) そのとおりです。

(委 員 長) わかりました。よろしいでしょうか。審査請求の答申というのは、これまであまり情報公開委員会で配布されなかったですね。

(事 務 局) 前回答申第23号というのをお配りして、今回3件お配りしましたが、審査請求についてはここ5年間ほど出されておらず、去年、今年と審査請求が増えています。次回も新たな答申が出たら配付します。

(委 員 長) ではこの件に関してはよろしいでしょうか。

(3) 「武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引」及び「情報公開条例の手引」の改定について

(事務局) [「武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引」及び「情報公開条例の手引」の改定についての説明を行った。]

(委員長) 説明がありましたが、いかがでしょうか。

(事務局) 情報公開事務の手引についてはこれから改定を行いますので、本日配布したものを見て、気になる箇所を指摘いただければ、事務局のほうで検討したいと思っています。

来年の5月か6月に改定版を発行したいと考えていますので、次回の1月か、その次の5月の情報公開委員会で、改定版の原稿なども提示したいと考えています。

(委員長) 市民の方は、この資料を手に入れることはできるのですか。

(事務局) 現行の情報公開事務の手引は、かなりの部分をホームページに上げており、冊子は販売もしています。改定版を発行した段階で、有償刊行物の扱いを含め、ホームページに全文上げるかどうかも検討します。それと、今日皆さんにお配りした個人情報保護条例の手引についても、併せてホームページへのアップも検討したいというところです。

(委員長) ぜひPRをしてもらいたいですね。資料8改正に伴う手引の主な改訂箇所に1(2)㉔にあるように、行政不服審査法のこの部分はこう読みかえましょうというのはかなり認められているんですか。

(事務局) 行政不服審査法の9条に、市の条例に基づく処分については、市の条例に定めることで、違う運用をしてよいと書かれていますので、条例の中にここは適用除外にします、ここは読み替えますと規定すれば、ある程度認められます。

ただ、国も、情報公開については審理員制度の流れではなくて、従来どおりの情報公開の審査会を維持していますので、市町村でも、従来どおり情報公開の審査会を維持する市町村がかなりあります。

審理員制度になって、情報公開の審査請求を審理員で行うという市町村もあるのですが、多摩地域の多くの市は、開示請求については従来どおりの審査会で行い、例えば税の賦課や、保育園の入所、市営住宅の入居などの審査請求は新たな行政不服審査法の流れで行っています。

(委員長) 詳細については、それぞれの団体に決めますという感じでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) わかりました。よろしいでしょうか。非常にかたい話でしたが、説明いただきました。

(5) CIMコラムのテーマについて

[事務局から12月15日から3月15日までのCIMコラムのテーマについて、①レモンキャブ②健康福祉総合計画③地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)④保護司⑤武蔵野産野菜の地産地消⑥エネルギー地産地消⑦小型街路灯LED化⑧市報の多言語化の8テーマを掲載の候補として挙げた。]

(委員長) 事務局が提出したものを見てもらいながら、新たなテーマの項目出しを行います。いかがでしょうか。

(委員) 昨年度、市内全域に避難所運営組織ができたので、それについて取り上げるのはどうでしょうか。それからもう一つ、日赤奉仕団が募金や友愛訪問の活動を行っているのですが、70周年を迎えることもあり、

もっと知っていただきたいとも思っています。

- (委 員) 先程説明があった情報公開事務の手引の改定はいかがでしょうか。
- (事 務 局) 改定版を発行するときには候補のテーマとして入れるようにします。
- (委 員) 障害のある子どもの就労についてはどうですか。
- (委 員 長) ほかにどうでしょうか。今出てきた項目でよろしいですか。
- それでは、どれを取り上げていくか具体的に検討したいと思うのですが、事務局からのレモンキャブは採用の候補となっているのですが、これは、今回は保留でもいいですね。健康福祉総合計画については取り上げても大丈夫ですね。その次に、人材育成センター、これはいかがでしょうか。これも年内開設予定ですね。
- (事 務 局) 12月に開設となるので、開設をしたところで取材したとすると、2月か3月頃の掲載になるかもしれません。
- (委 員 長) では、採用としていいですね。障害者福祉について意見が挙がりましたが、どのような内容で書くことになるのでしょうか。
- (事 務 局) 検討します。就労施設のような話なのか、でも、そういう趣旨ではなく全体的な話だったと思いますので、障害者福祉課の方で行っている就労支援みたいところから検討してみます。
- (委 員 長) 今回は採用とはしないで、次回にまわしましょう。
- (事 務 局) 次回に掲載の候補として出せるよう調整します。
- (委 員 長) これで、福祉分野は健康福祉総合計画と地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の2項目になりました。それから、市内の農業が掲載の候補になっていますが、これは採用でよろしいですか。
- (事 務 局) 健康福祉総合計画が12月で、農業は1月頃がいいかと考えています。
- (委 員 長) では、市内の農業は採用でよろしいですかね。
- それから、日赤奉仕団について出ましたが、これも早いほうがいいですか。意見としていかがでしょうか。
- (委 員) 5月の募金活動のときに市民の方に知っていただくためにも、奉仕団についてはそのあたりの時期に出してもらいたいと考えます。
- (委 員 長) では、4月号はどうでしょうか。
- (事 務 局) 掲載するなら募金活動の前がいいのかもしれないですね。5月の連休明けごろに募金活動に回られるのですよね。
- (委 員) そうです。5月1日から始まります。
- (委 員 長) では、3月か4月に出すのがいいですね。今回は採用にはしないけれども、次回は採用する形で進めましょう。
- (事 務 局) 次回、候補として挙げ、3月、4月に掲載できるように検討します。
- (委 員 長) それからクリーンセンターのエネルギーの地産地消、これは次回検討でもいいですかね。避難所運営組織はどうですか。
- (委 員) 避難所運営組織は9月の防災の時期がいいでしょうか。
- (委 員 長) 今年はもう過ぎてしまったので、来年の8月になりますか。
- (事 務 局) 次回は、夏頃までが対象になりますので、障害者福祉と避難所運営組織は候補として挙げるようにします。
- (委 員 長) 防災は、市報で特集があるかもしれないので、時期についてはそれと見合いになりますね。
- (委 員) 防災総合訓練がありますね。

- (事務局) 防災総合訓練は10月末の土曜日です。
- (事務局) 10月号の取材時期は過ぎてしまっているのですが、来年夏か10月のテーマとして検討します。
- (委員長) それから、街路灯のLED化。私、この事業をやっているのを知らなかったです。
- (事務局) これから始めるところです。具体的には、今年の冬から春にかけて3分の1取り替えて、来年度も3分の1を取り替えて、3年間で6,000基を取り替えるので、かなり街路灯は明るくなりCO₂も減ります。どちらかという、少ない電気で明るくなるというのが大きいのかもしれないですね、ただ、LEDは、LEDの光を苦手とする方がいて悩ましいところではあります。
- (委員長) そういうことを行っているというのを市民の方に知ってほしいです。
- (事務局) 街路灯が明るくなっているという切り口で掲載できるかなと思っています。
- (委員長) 市民に気が付いてもらいたいわけだから、このような事業を行っていますよということで、早目に出してもらおうようお願いします。
- (委員長) 市報の多言語化はどうでしょうか。候補としては順位が低いようですが、紙の市報は日本語でしか見られないですね。
- (事務局) デジタル版だけなので、トーンダウンしてしまっていて、項目のみ出しています。
- (委員長) では、これはパスしておきましょう。
- (事務局) 掲載については、健康福祉総合計画と地域包括ケア推進人材育成センター、日赤奉仕団、市内の農業と地産地消、街路灯のLED化事業、これらが採用で、あと情報公開の手引、福祉の就労、避難所運営組織は、次回には掲載の候補として挙げるようにまとめておきたいと思えます。
- (委員長) 今回挙がりましたものは、次回、候補になるように進めてください。
- (事務局) 候補として提案します。

(5) その他

[次回委員会の日程及び会場について調整を行った。]

- (委員長) 本日は、以上で終わります。